3　その他
㈠　公安委員会が緊急自動車として指定する自動車に関する規定を整備することとした。（第一三条関係）
㈡　都道府県による放置違反金収納事務の私人への委託に関する規定を整備することとした。（第一七条の八関係）
4　施行期日等
㈠　所要の経過措置を設けることとした。
㈡　㈢及び㈣を除き、この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二五年法律第四三号）の施行の日（平成二六年六月一日）から施行することとした。
㈢　3㈠については、公布の日から施行することとした。
㈣　2については、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二六年九月一日）から施行することとした。

## ◇平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第六四号）（内閣府本府）

1　平成二五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による激甚災害に対する公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置が適用される区域に岩手県下閉伊郡岩泉町等の区域を追加することとした。
2　平成二五年九月一五日から同月一七日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害に対し適用すべき措置として公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等を追加して指定等することとした。
3　この政令は、公布の日から施行することとした。

## ◇平成二十五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第六五号）（内閣府本府）

1　平成二五年等に発生した豪雨、暴風雨及び地滑りによる災害で特定地域に係るものを激甚災害として指定することとした。
2　特定地域に係る激甚災害に対し、次に掲げる措置のうち適用すべきものをそれぞれ指定することとした。
㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
㈢　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
㈣　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
3　この政令は、公布の日から施行することとした。

# 政　令

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

## 政令第六十二号

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）附則第一条（第一号及び第三号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日は平成二十六年六月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年九月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
国土交通大臣　太田　昭宏

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

## 政令第六十三号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項、第五十一条の十六、第五十三条第三項、第九十条第一項ただし書及び第二項、第九十条の二第一項ただし書、第九十六条の二、第九十七条の二第一項第三号及び第五号並びに第三項、第百条の二第一項本文及び第四号、第百二条第一項、第百二条の二、第百四条の二の三第一項、第百四条の四第二項、第百八条第一項、第百十条第一項、第百十二条第一項、第百十四条、第百十四条の六並びに第百二十五条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項に次の一号を加える。

十二　国、都道府県、市町村、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放射線医学総合研究所又は原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第三号に規定する原子力事業者が、同条第一号に規定する原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための応急の対策として実施する放射線量の測定、傷病者の搬送、施設若しくは設備の整備、点検若しくは復旧又は放射線による人体の障害を防止するための医薬品の運搬のため使用する自動車（第一号の二又は第六号に掲げるものを除く。）

第十七条の七の次に次の一条を加える。

（放置違反金収納事務の委託）

**第十七条の八**　都道府県は、法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。